

【参考資料】

平成 25(2013)年度進捗状況調査様式

- ・平成 25(2013)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

[様式 1]

- ・平成 25(2013)年度男女共同参画推進員による評価シート

[様式 2]

平成 26(2014)年度男女平等推進行動計画事業計画調査表

[様式 3]

男女平等かわさき条例

平成25(2013)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

様式1

★ 達成度

- A 達成された
- B ほぼ達成された
- C あまり達成されていない
- D 達成されていない
- E 実施していない

事業内容	平成24(2012)年度実績	達成度	平成25(2013)年度計画、事業の課題	今後の方向性	平成25(2013)年度実績	達成度	所管課
柱I 「女性の人権」の確立							
【基本施策1】 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実							
施策1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進							
1 配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	●男女平等推進に配慮した点			●男女平等推進に配慮した点			市民・こども局人権・男女共同参画室
2 基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	●男女平等推進に配慮した点			●男女平等推進に配慮した点			こども本部 こども福祉課

平成25(2013)年度男女共同参画推進員による評価シート

様式2

担当	局(室)区	室・課	担当者	内線

柱 I	「女性の人権」の確立
基本施策	1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実 2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実 3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

例を参考に、該当する項目にチェックしてください。具体的な取組についても併せて記入してください。
(※該当する所管事業がない場合は、回答の必要はありません。)

1 事業の企画・実施にあたり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) • 男女別のニーズが把握できるようアンケートを実施した。
 • 審議会等に委員を委託する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。
 • 広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的なイメージにとらわれていないかを確認した。
 • 男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。
 • 事業の企画・実施にあたり、男女共に参加できるようにした。

具体例:

2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) • 参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
 • 保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
 • 男女の募集が偏らないよう工夫した。
 • 幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
 • バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
 • 男女共に参加しやすい広報を心がけた。
 • 審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
 • 男女どちらであっても性別によって権利が侵害されないよう、取組を行った。

具体例:

3 男女それぞれに事業の効果があった。

効果があった 効果はなかった

- 例) • 事業実施後のアンケートから、男女双方とも満足度の高い結果が得られた。
 • 年齢、性別を問わず、利用者が増加した。
 • 今まで男性もしくは女性の少なかった審議会等委員や講演会の参加者に、男性もしくは女性が増えた。

具体例:

4 その他に行った取組と成果

取組を行った 取組を行っていない

具体例:

平成26(2014)年度男女平等推進行動計画事業計画調査表

様式 3

- ★ 今後の方向性
- 1 充実
- 2 現状維持
- 3 縮小
- 4 終了
- 5 その他（事業の見直しなど）

事業番号	事業	事業名称	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進						
1 男女の人権の尊重						
①人権教育・啓発の推進						
1	・性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。					市民・こども局
1	・性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。					市民・こども局

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条例 第 14 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)
- 第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)
- 第 3 章 拠点施設(第 16 条)
- 第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)
- 第 5 章 雜則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかる人権の侵害(以下「男女平等にかかる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかる人権侵害に対する相談及び救済)

- 第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかる人権侵害からの救済を求めることができる。
- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののか、男女平等にかかる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第 2 章 基本施策等

(行動計画)

- 第 8 条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

- 第 10 条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るために、必要な範囲内において、男女のいすれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

- 第 11 条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

- 第 12 条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

- 第 13 条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

- 第 14 条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るために、広報活動を行うとともに、市民及び

事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

- 第 15 条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第 3 章 拠点施設

(拠点施設)

- 第 16 条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第 4 章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

- 第 17 条 第 8 条第 2 項に定めるもののか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 5 章 雜則

(委任)

- 第 18 条 この条例に定めるもののか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

年 次 報 告 書

平成 25(2013)年度

第6期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

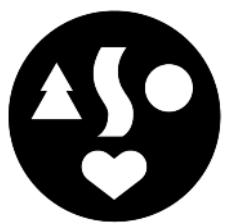
平成 27(2015)年 2月発行

川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

E-mail アドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市